

資料

I
個別報告要旨
(二〇一七年一〇月七日)

(1) 第一部会

ア 「インターネット取引における適合性原則その他の法的規律による投資者保護・救済について」
——アメリカ法からの示唆——

明治学院大学准教授 倉重 八千代

近年、我が国では、IT化と高齢化の進展、高齢投資家をはじめとする個人投資家の金融市場への参入等を背景に、インターネット等を利用した金融商品取引における適合性原則・説明義務等を巡る訴訟が増加し、その議論の重要性・必要性が指摘されている。本報告では、インターネット取引において特に重要な論点、つまり、①適合性原則（金融商品取引法四十条一号）の適用の前提となる「勧誘」概念をいかに解釈すべきかについて、②勧誘によらずに自ら取引を行う顧客が自己の損失を拡大させた場合、業者は何等かの責任を負うのかについて、適合性原則（suitability rule）を今日まで発展させ、投資者保護と市場の健全性の維持を図ってきたアメリカ法を対象とし検討を行う。

アメリカでは、一九九五年にオンライン取引が開始され、ディスカウントブローカーによる格安の限定的なサービスが展開されたが、現在では、投資顧問業者をはじめ、フィンテック（FinTech）における人工知能（AI）を駆使したロボットアドバイザー（RA）による、個人投資家を対象とした投資助言サービスが急速に展開されている。上記①につき、広告・説明・助言等との関係から、勧誘該当性の峻別の困難が生じやすい行為、例えば、Facebook・Twitter・Blog等のソーシャルメディアウェブサイトにおける情報発信、E-mail・ポップアップ画面等での電子コミュニケーション、インターネット広告、RA等の投資助言等に対し、アメリカでは、いかに推奨概念を柔軟に解釈し、適合性原則の適用の有無を判断するのか、学説、SRO（自主規制機関）の規則・解釈指針等の検討を行う。上記②につき、いわゆる投資者の経済的自殺から、高齢投資家保護、RAの法的責任へと問題が変容し複雑化する中、アメリカでは、いかに業者の責任を民事効に接続し、投資者保護・救済を図ってきたのか、また、オンライン取引におけるベストプラクティスとは何かについて、錯綜する学説の見解や仲裁判断等を整理し検討を行う。

金融市場のグローバル化が大きく進展し、各国の金融機関がフィデューシヤリー・デューティー（fiduciary duty）を重要課題とし、「顧客の最善の利益」を模索する中、我が国のインターネット取引において、民法と金融商品取引法等が交差する上記①②の論点につき、日米の相違を踏まえつつ、得られる示唆を明らかにし、今後あるべき解釈論の方向性を示したい。

参考文献

拙稿「インターネット取引に対する適合性原則・説明義務と私法上の責任——大阪高判平成二三年九月八日金法一九三七号一二四頁を契機に——」明学法学研究第九六号一七〇八九頁（二〇一四年）、拙稿「インターネット取引における適合性原則・説明義務と私法上の責任（高齢者の金融商品取引を中心に）」明学法律科学研究所年報第三〇号一四三〇一四三七頁（二〇一四年）、拙稿「アメリカのオンライン取引における適合性原則の推奨概念の解釈について」明学法学研究第一〇三号掲載予定（二〇一七年）

イ 分業的行為者における悪意判断の法的構造——ドイツにおける「悪意の効果帰属」法理を手がかりに

常葉大学専任講師 溝 渕 将 章

民法には、ある事実についての善意悪意により、当事者の法律関係が影響される例が多くある。他方で、取引では、当事者が、代理人等の補助者を通じて行為することが頻繁にある。そのため、この分業的行為の場面では本人側の善意悪意をどのように判断すればよいか、とくに、当該事実について本人は善意であったが、補助者が悪意であった場合に、本人を悪意の契約当事者と扱べきかが、問題となる。代理人を本人の悪意判断の基準とする民法一〇一条一項は、この問題に一定の答えを示しているが、これだけで問題は十分に解決されない。現代では、分業活動のあり方が多様化し、代理人以外の補助者が用いられることがある。例えば、つぎの場面を想定してみよう。A社が、これまで事業に用いてきた所有物を瑕疵担保責任免責特約付きで売却したところ、この物に隠れた瑕疵があった。売買契約を交渉・締結した担当者Bは瑕疵について善意（無過失）であったが、契約を担当しなかった別部門の補助（被用）者Cが、この瑕疵を知っていた。

この場面で、Aは、悪意の売主として免責特約の効力を否定される（五七二条）であろうか。一〇一条一項によれば、契約を担当したBの善意（無過失）により、Aは善意（無過失）の売主と扱われそうである。これに対して、契約に関与していないCは、代理人やこれに類似の補助者にはあたらないので、同項をCに適用または類推することはできない。しかし、Cが代理人ではないとの一事をもってその悪意を考慮しないことが、常に妥当な結論を導くといえるであろうか。当該契約を直接担当させていないにせよ、自ら使用しているCが悪意であれば、Aは、悪意の売主としての法的扱いを甘受すべきではないか。同様のことは、本人が複数の補助者を組織内に擁する多様な場面で、等しく問題になりうる。そこで、本報告は、代理人以外の補助者が悪意であることにより、本人を悪意の契約当事者と扱えないのか、また、このことを正当化する実質的根拠・要件は何かを、検討する。

この検討にあたり本報告は、比較の対象としてドイツ法に注目する。ドイツ法では、一〇一条一項に相当するドイツ民法一六六条一項において、代理人が本人の悪意判断の基準とされている。このように日本法と類似の条文をもちつつも、ドイツの判例・学説は、代理人以外の補助者の悪意に基づき本人を悪意の契約当事者とする、とくに前記事例と類似の場面で本人を悪意の売主とすることを、肯定している。ドイツ法では、このように明文をこえて本人を悪意者とするのが、どのように正当化されているのか。この点に関するドイツ法の議論は、日本法で同様の問題を考察する際にも、有益な示唆を与えてくれるはずである。

参考文献

拙稿「法人における分業的組織構造と『悪意の効果帰属』（一）（二・完）」常葉法学三卷一号一六三―二三〇頁（二〇一六年）、同四卷一八五―一七九頁（二〇一七年）

(2) 第二部会

ア 財産管理制度と権限 (pouvoir) —— 他人の財産の管理を特徴づける諸規律について

金沢大学准教授 高 秀 成

財産管理制度の包括的検討の試みは、於保不二雄博士の『財産管理権論序説』(有信堂、一九五四年)によって先鞭がつけられた。於保博士の研究の眼目は、「自己の財産の管理」と「他人の財産の管理」に共通する「財産管理権」の観念を確立することで、私法秩序の法技術的構造を解明し、体系化することにあつた。於保博士の財産管理に関する研究は、代理、信託、授權などの「他人の財産の管理」に焦点が当てられるかたちで引き継がれていった。

現在、「財産管理制度」という用語は多くの場合、「他人の財産の管理」のための制度を指称するものとして用いられており、「他人の財産の管理」にあたり欠くべからざる共通の規律が存することが認識されつつある。他面において、「財産管理制度(＝他人の財産の管理のための制度)」の本質的要素についての考究は等閑に付されており、その輪郭はなお不明瞭なままである。

ケベック民法典は、財産編に「他人の財産の管理」に関する総則的規定を設ける稀有な立法例である。ケベック州における有力見解は、「他人の財産の管理」の基礎には、目的の拘束を伴った「権限 (pouvoir)」が存し、管理人の権限に課せられる忠実義務、善管注意義務、報告義務などの諸義務は目的の拘束の顕現であると説く。「権限 (pouvoir)」の概念はフランスにおいて変遷が見られるが、現在では「他人を一方的に拘束する法律行為の発出によって、少なくとも部分的には自らの利益とは区別された利益を表明することをその保持者に可能にする特権」という定義が主に用いられており、「自らの固有の利益のためにその保持者に認められる特権」であるところの「主観的権利 (droit subjectif)」と対置される。そして、「権限 (pouvoir)」は、いかなる「利益」を図ることを「目的」とすべきかによって特徴づけられ、共通して権限濫用 (détournement de pouvoir) 法理に服するとされる。本報告では、「権限 (pouvoir)」をめぐるフランスの基礎理論の議論、そしてケベック民法典の「他人の財産の管理」の制度理解をめぐる議論を切り口として、「利益目的」という契機が、我が国の財産管理制度のなかでどのように位置づけられ、財産管理人に課せられる諸規律——とりわけ権限濫用法理——といかなる関係にあるかを検討する。これにより、ある制度を財産管理制度たらしめる本質的要素について考察したい。

参考文献

拙稿「フランス法における権限 (pouvoir) と財産管理制度」慶應法学二二二号八五頁(二〇二二年)、拙稿「財産管理と権利論」吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』五二〇頁(商事法務、二〇一四年)、拙稿「ケベック民法典における『他人の財産の管理』制度の法典化の意義について」金沢法学五九卷二号一一七頁(二〇一七年)

イ 不法行為法における危険責任の意義に関する一考察——「特別な危険」概念の検討を中心として

愛知学院大学准教授 前田 太朗

日本法においては無過失責任の不法行為法上の意義に關し、学説上様々な理解が示され、近時では、無過失責任を危険責任の観点から再構成するアプローチが有力に主張される。このアプローチは、危険責任に対し、自動車や有害物質を扱う工場等の危険源により損害が実現したとき、それが「特別な危険」に該当するならば、当該危険源の保有者にその損害を帰責することと定義付ける。このアプローチは、左記のとおり危険責任を定義付けることで、危険責任の内実の明確化・具体化を目指し、この中で「特別な危険」を判断根拠に据えて、危険責任を過失責任と並ぶ責任原理へと引上げることで、危険責任に不法行為法上明確な意義を与える。

しかし、「特別な危険」には、次の検討課題がある。すなわち、①危険責任には、例えば自動車から原子力発電所という多様な性質、損害の発生の頻度及び発生しうる損害額の大きさの相違等様々な危険源が服しうるものが想起されるため、これら危険源を「特別な危険」という一つ概念で包摂することの可否及び必要性、そしてこのことを正当化する法理論が考えられなければならない。次に② ①が肯定されるとして、多様な危険源の危険性を判断するために、判断基準の定立が求められる。また③危険責任による実践的な解決を想起すれば、裁判官による危険性の判断が必要となるため、定立される判断基準の適用プロセスの明確化も重要である。危険責任の判断根拠に「特別な危険」が据えられるならば、その機能性・実践性及びこれを支える法理論に於いて、危険責任の射程も変わりうるから、危険責任の不法行為法上の意義の明確化にとって、「特別な危険」の上記検討課題の考究は避けられないであろう。

上記検討課題に対し、大きな示唆を与えるのがオーストリア法である。オーストリア法では、一方で、裁判実務により、「特別な危険」を危険責任の判断根拠として今日まで実践的な展開がなされ、他方で、学説により上記の法実践を支える理論的な展開がみられる。本報告は、オーストリア法における危険責任の実践的・理論的営為の分析を通じ、「特別な危険」の機能性・実践性及びそれを支える法理論を明らかにし、日本法における危険責任の不法行為法上の意義の明確化をおこないたい。

参考文献

- 前田太朗「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性（一）」（八・未完）——オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして——「愛学五五卷一・二号二六一～四二九頁、同三・四号一一一～二〇五頁、同五六卷一・二号一五五～二〇二頁、同三・四号一〇一～一三二頁、同五七卷一・二号六九～一〇八頁、愛学宗研五五号六七～一五〇頁、同五六号三五～一九〇、一九二～二〇六頁、同五七号八一～一七〇頁（二〇一四年～二〇一七年）

(3) 第三部会

ア 上場会社株式買付制度研究——日英中の法制度比較

名古屋商科大学准教授 陳 宇

本報告は、少数株主保護の観点から、日英中の株式買付制度の比較研究を目的とし、比較法的考察から得られた示唆に基づき、日本および中国の課題について立法論的な提言を試みる。

イギリスでは、強制公開買付制度は少数株主の保護手段として位置づけられており、本報告の問題を考察するにあたって直接的な示唆を得られると考える。イギリスにおいては、ある会社の三〇%以上の議決権を取得した場合（市場内買付や新株発行の割当てを受ける場合を含む）、すべての株主に對して公開買付のオファーを行い、応募があったすべての株式を取得する必要がある。これは、支配権が移転する時に、少数株主に会社から退出する機会を保障するための制度である。

日本では、イギリスの制度を参考にした強制公開買付制度を導入しているが、市場内買付による支配株式の取得を認めている。これに對して、日本においても、少数株主保護の観点から、市場内買付による支配株式の取得を禁止すべきとの立法論を提唱したい。

中国では、従来、国有株の非流通構造が存在していたが、二〇〇五年に始まった非流通株改革の終了に伴い、株式市場はようやく、すべての株式が流通可能な市場となった。非流通株改革が実施される以前、政府主導の場合を除き、国有上場会社の支配権に異動が生じることはほとんどなかったが、非流通株改革の終了に伴い、一部の国有上場会社の支配権に異動が生じうようになった。また、民営上場企業の増加につれ、上場会社M&A活動に非公有制経済主体も非常に多く参加している。このような背景の下で、買収活動における対象会社の少数株主の保護を強化する方向で立法論を唱えたい。

参考文献

拙稿「中国における上場会社M&A法制——株式譲渡の方法を中心に」法学政治学論究七七号一九五頁（二〇〇八年）、同「中国における上場会社株式買付制度に関する立法論的考察」法学政治学論究八六号一六五頁（二〇一〇年）、同「市場取引と公開買付規制」名古屋商科大学論集五九卷二号一八三頁（二〇一五年）、同「急速な買付規制の適用対象と問題点」法学研究八九卷二号三〇九頁（二〇一六年）

資料

Ⅱ
ワークショップ資料
(二〇一七年一〇月七日)

A 改正民法における「定型約款」の諸問題

司会者 慶應義塾大学教授 鹿野 菜穂子
報告者 東京大学教授 河上 正二
コメンテーター 東京大学名誉教授 広瀬 久和

民法（債権関係）の改正により、新たに「定型約款」に関する規定が設けられた。

この「定型約款」に関する規定については、民法の基本理念である私的自治や自己決定の尊重に対する要請さらには契約法の基本原理とも抵触する可能性が高く、残念ながら、必ずしも消費者保護の理念にそうものとも言えない。結論から言えば、改正法とは逆に、①約款内容の事前開示と相手方顧客の同意の要件を原則化して徹底すること、②みなし規定を推定規定に改めること、③少なくとも約款変更に伴う相手方の契約からの撤退権・解約権を認めることが、是非とも必要であるように思われる。仮に、それが困難となれば、改正法の解釈を通じて、いわゆる「定型約款」の概念をできるだけ限定し、その適用の射程を限り、その余を従来の約款論（通常約款）に基づく規律に大幅に委ねることが必要となるように思われる。また、消費者契約法において、何らかの手当も必要にならう。

第一の論点は、組み入れ要件にある。改正民法五四八条の二によれば、「定型取引合意」をした者は、(i)「定型約款を契約内容とする旨の合意をしたとき」、もしくは、(ii)「定型約款を準備した者（定型約款準備者）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」は、「個別の条項についても合意をしたものとみな」される（同条第一項）。特に、大きな問題は、この「表示型」の組み入れ要件にある。内容規制に関する留保があるにしても、果たしてこれで、契約的所産としての定型約款が拘束力を獲得できると考えることが可能であるのか。

第二の論点は、定型約款の変更に關する。改正民法五四八条の四によれば、事前に変更に關する適当な周知をしておくことにより、その変更が、①「相手方の一般の利益に適合するとき」または②「契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性」、③「変更をするのがある旨の定めの有無」及び、④「変更に係る事情に照らして合理的なものである」ときは、「契約の内容を変更することができ」、変更後の定型約款の条項について「合意があったものとみな」される。ここでの「定型約款」には、「中心的条項・付随的条項」の区別はないとされており「補充」という要件が削除された）、相手方消費者は、その変更内容の合理性が事業者に主張されれば、変更後の契約条件や給付内容に拘束され、変更後の契約関係から離脱することも許されない仕掛けになっている。一方的に給付内容や契約条件を変更されたときに、「それなら嫌だから契約から離脱したい」と消費者が言えないのは何故であろうか。

参考文献

河上正二「約款による取引」法律時報八六卷一二号九六頁（二〇一四年）、同「約款による契約」法学セミナー七三九号七五頁（二〇一六年）、同「民法改正法案の『定型約款』規定を考える」法学セミナー七四九号六六頁（二〇一七年）、同「民法改正法案の『定型約款』規定と消費者保護」法学教室四四一号三〇頁（二〇一七年）。なお、河上正二責任編集・消費者法研究第三号（信山社、二〇一七年）所収の諸論文もご参照頂ければ幸いである。

B 契約責任法の新たな展開——瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

司会者	京都大学教授	山本敬三
報告者	立教大学教授	野澤正充
コメンテーター	東京大学教授	森田修
	京都大学教授	潮見佳男

民法（債権関係）の改正（以下、「債権法改正」という。）による契約責任法の「抜本改正」は、次の二点において具体化されている。

一つは、「契約」を中心とした、契約自由の貫徹ないし私的自治の復権である。すなわち、現行民法典は、契約・不法行為等の債権発生原因を捨象した「債権」を中心に構成され、その履行不能や不履行の予見可能性を問題とする。しかし、債務の内容を定めるのは契約であり、その契約内容から離れて、「不能」や「予見可能性」を論じることができない。そこで、債権法改正においては、「債権」ではなく「契約」を中心に考え、「契約の自由を貫徹」させることが企図されている。

もう一つは、契約責任法のグローバル化である。これはいうまでもなく、市場のグローバル化に伴う契約責任法のグローバル化であり、今日では、ユニドロワ国際商事契約原則（UNIDROIT）やウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約）などの実効性のある規律が、グローバル・スタンダードとして確立されている。そこで、このグローバル・スタンダードを国内法である民法に採り入れることが国際的潮流であり、日本民法典が直面している立法論的課題でもあった。

このうち、前者（契約自由の貫徹）は、「何人も不能な債務に拘束されなむ」（*Impossibitium nulla obligatio est.*）という原則の放棄に表れる。そして、この原則の放棄は、契約責任法に、次の二点において影響を及ぼす。一つは危険負担の規律であり、もう一つは、代金減額請求権の法的構成である。また、後者（グローバル化）は、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化した契約不適合責任の規律に端的に表れる。このほか、債務不履行責任における過失責任主義の放棄は、両者にかかわる問題である。

そこで、本ワークショップでは、新しい契約責任法、とりわけ、契約不適合責任の規律の解釈を概観するとともに、従来の瑕疵担保責任法との異同を踏まえ、その連続する部分と創設的部分とを明らかにする。そして、かつての学説の対立を止揚しつつ、契約責任法の今後の課題を提示する予定である。

参考文献

野澤正充「契約法（第二版）——セカンドステージ債権法Ⅰ」一二四頁～一七〇頁（日本評論社、二〇一七年）、同「新しい契約責任法と消費者契約」法学教室四四一～三六頁、四二頁（二〇一七年）、同「売買——瑕疵担保責任から契約不適合責任へ」法学セミナー七三九～三六頁、四〇頁（二〇一六年）、同「所有権の移転と債権法——現行民法（債権法）の体系」法学セミナー六八九～一四頁、一七頁（二〇一二年）。このほか、同「瑕疵担保責任と危険負担」大塚直・大村敦志・野澤正充編『社会の発展と権利の創造』淡路剛久先生古稀記念論文集一五三頁～一九〇頁（有斐閣、二〇一二年）など。

C 会社法の立法過程の分析

司会者 大阪大学教授 久保 大作
報告者 名古屋大学准教授 松 中 学

ある内容の会社法改正が実現するかどうかは、どのような要因によって決まるのだろうか。また、時期によって改正のメカニズムはどのように変わってきたのだろうか。本報告では、こうした問題にどのように答えていくべきかを検討する。

会社法（平成一七年改正前商法）の改正は、法制審の答申にもとづくものが多い。しかし、法制審の部会において専門的な見地から議論され、それを忠実にトレースした立法が実現するという単純なメカニズムが成立しているわけではない。平成九年に初めて議員立法による商法改正が実現して以来、このことは強く認識されているが、それ以前の改正もある種の専門家支配が成立していたとはいえない。他方、強力な利益集団は存在するが、その利害が常に優先されるわけではなく、「勝つ」こともあれば「負ける」こともある。そして、近年では、政治家（与党）が商法改正に積極的に関与するようになる一方、関与する官庁も多様化している。

会社法の研究者による議論においては従来に比べて立法過程は注目されるようになってきているものの、未だにそのメカニズムの分析は十分になされていないとはいえない。その背景には、議事録や立法資料の記述、関係者の認識や経験を超えて、個々のケースを一般性のある理論に接続していくことの必要性およびそれを実現する方法が十分に共有されていないという事情があると考えられる。

会社法制を含むコーポレート・ガバナンスの変容は欧米の政治学の分野において研究テーマとして確立しつつあり、日本でも政治学者による研究が登場し始めている。そこで、本ワークショップでは、立法過程を分析する際に、政治学の理論を応用することが有意義であることを示す。そして、そのような試みの一つとして、経営者の裁量を制約する立法が実現するかどうか、およびその内容を定める要因として、与党による会社法制の改正への関わり方が重要であることを論じる。

参考文献

- Pepper D. Culpepper, *Quiet Politics and Business Power: Corporate Control in Europe and Japan* (Cambridge University Press, 2011).
松中学「コーポレート・ガバナンスと政治過程」六戸善一 後藤元編著『コーポレート・ガバナンス改革の提言』四二九頁（商事法務、二〇一六）

D 国際的にみた商法（運送・海商関係）改正

司会者 東京大学教授 藤田友敬

報告者 ルツェルン大学教授 Andreas Furrer

岡山大学教授 増田史子

横浜国立大学准教授 笹岡愛美

現在、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案が国会で審議中である。約一〇〇年ぶりの大改正であるが、運送・海商法の根本改正は、世界的な現象であり、わが国とほぼ時期を同じくして、ドイツ、スペイン、ベルギー等においても、運送法あるいは海商法の大規模な改正が行われた、あるいは行われつつある。本ワークショップでは、このような世界的な改正の波を踏まえ、海外の法律家の目に日本の商法（運送・海商関係）改正がどのように映るのかという関心から、検討を行うものである。

まず、スイスの運送・海商法の研究者であり実務家でもある Andreas Furrer 教授から、改正法案のうち、特に興味深く思われる点（積極的に評価するか、ネガティブに評価するかを問わず）とその理由を提示してもらい、それに対して日本の研究者から返答する。その上で、フロアからの参加者を交え討論を行うこととしたい。

なお報告・質疑の一部については、英語で行うことを予定している。

参考文献等

「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」（法制審議会、平成二八年二月一二日）

「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」

E 改正民法における有価証券について

司会者 専修大学教授 坂本武憲
報告者 専修大学教授 田邊宏康

従来、わが国の民法には「有価証券」という用語は存在しなかったが、改正民法は、第三編債権に「有価証券」という節を新設し、債権的な指図証券、記名式所持人払証券、「指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券」および無記名証券について一般的な規律を定めた。

さまざまな面でペーパーレス（電子）化が進行している現代社会において新たにペーパーベースの有価証券に関する一般的な規律を置く必要性については疑問がないではないが、有価証券は紙という身近な媒体により権利の流動性を高めようとするものであり、今後もペーパーベースの有価証券の需要が完全に消滅するとは考えられない。その意味で、名実ともに有価証券に関する一般的な規律がわが国の私法体系の中に置かれたことは、多少なりとも意義がある。

しかし、改正民法における「有価証券」の節については、実質的な立法作業が商法学者を中心に行われたためか、民法学界においてその内容が本格的に議論された形跡は見当たらない。他方、その改正の対象が民法であるためか、商法学界においてもその内容が盛んに議論されているとはいいがたい。

右記のような状況に鑑み、本ワークショップにおいては、民法研究者と商法研究者の参加を求め、改正民法における有価証券に関する規定の内容のほか、有価証券に関する一般的規律が商法ではなく民法に規定されたこと、有価証券の意義、有価証券発行の自由等について議論したい。なお、ワークショップにおいては、開催時間の半分以上は、報告者および司会者を含めた参加者の間の自由な議論に当たりたいと思っている。

参考文献

- 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第一集（第二巻）——第七回～第一〇回会議 議事録と部会資料——』六四頁以下（商事法務、二〇一一年）
商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』二五九頁以下（商事法務、二〇一三年）
田邊宏康「改正民法における有価証券について」専法一三〇号一四五頁以下（二〇一七年）
田邊宏康『有価証券と権利の結合法理』（成文堂、二〇〇二年）